

(社)北海道臨床工学技士会ニュース

NO. 69

ホームページ <http://hcea.umin.ac.jp>事務局 takao.murohashi@nifty.ne.jp

発行人：真下 泰

〒004-8618

札幌市厚別区厚別中央2条6丁目

札幌社会保険総合病院 ME部

TEL 011-893-3000

FAX 011-893-4001

平成18年度(社)北海道臨床工学技士会総会

下記日程で、平成18年度(社)北海道臨床工学技士会総会が開催されます。会員の皆様におかれましては時節柄何かとご多忙とは存じますが、多数出席賜りますようお願い申し上げます。また当日は午後からアフレスミス技術講習会が開催される予定となっております。こちらもあわせてご参加いただければと思います。なお出欠および委任は同封のはがきにて、4月24日(月)必着で必ず返送、総会当日はこの議案書(技士会ニュースNo.69)を持参してください。

会期 2006(平成18)年4月30日(日) 10:00～

会場 札幌コンベンションセンター

札幌市白石区東札幌6条1丁目

TEL : 011-817-1010 FAX : 011-820-4300

■総会式次第■

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選任 (議長および書記、議事録署名人選出)
4. 資格審査報告
5. 総会設立宣言
6. 審議事項

第1号議案 平成17年度事業および収支決算報告承認の件

第2号議案 平成17年度監査報告

第3号議案 平成18年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成18年度収支予算案承認の件

第5号議案 執行部提出議案

7. 議長団解任
8. 閉会の挨拶

審議事項

第1号議案 平成17年度事業および収支決算報告承認の件

1. 学術委員会報告。
平成17年10月2日(日)札幌コンベンションセンターにて学術大会開催。
平成17年10月30日(日)平成17年度市民公開講座&アフレスシス技術講習会札幌コンベンションセンターにて開催。
2. 広報委員会報告
リーフレット、パンフ作成。HP更新。
平成17年11月5日 デジタルカメラを技士会ニュース・ホームページ作成用に購入。技士会ニュースを年6回、機関誌を年1回発行。
3. 安全委員会報告
7月30日(土)小林メディカルと共催にて電気メス安全セミナー開催
4. 渉外委員会報告
平成17年6月29日 北海道医療技術者団体連絡協議会定例理事会。
平成17年7月21、22日 北海道医療技術者団体連絡協議会パネル展。
平成18年1月27日 北海道医師会の懇談会に出席
5. 事務局報告
平成17年度(平成17年4月1日~3月10日現在)の会員数と入会・退会者数正会員数525名、賛助会員・団体41社、入会正会員58名、入会賛助会員1社、退会正会員38名(内31名が、年会費滞納(連絡先不明も含む)により退会)退会賛助会員3社(会社合併も含む)。
会誌作成(16号 平成18年5月末発刊予定)のため賛助会員・団体へ広告依頼し17社より申し込みあり。養成校へ当会への入会案内を実施。
3学校の学生に対し技士会表彰を行なう。
社団法人 北海道臨床工学技士会登録内容確認用紙を3月に送付。
6. 財務委員会報告 平成17年度収支決算報告
H17年度収支計算書(4頁資料参照)
会費状況(3頁資料参照)
貸借対照表(3頁資料参照)

第2号議案 平成17年度監査報告

第3号議案 平成18年度事業計画案承認の件

1. 学術委員会報告。
社団法人北海道臨床工学技士会学術委員会平成18年度事業計画案(5頁資料)参照。
2. 広報委員会報告
技士会ニュースを年6回、機関誌を年1回発行で従来通り活動。
3. 安全委員会報告
小林メディカルと共催にて電気メス安全セミナー開催(函館、札幌)
学術のセミナーにあわせ安全セミナーの開催
4. 事務局報告
入会手続き完了時に入会手続き完了通知(6頁資料参照)を平成18年4月1日入会登録以降の者を対象に郵送する。
求人情報もホームページに「求人情報欄」作成。4月総会后、開設予定。
会員証も有効な活用方法を見出し今後発行予定。
5. 渉外
北海道医療技術者団体連絡協議会定例理事会や北海道医療技術者団体連絡協議会パネル展など、関連団体との活動。

第4号議案 平成18年度収支予算案承認の件

H18年度収支予算書 別紙にて報告(7頁資料参照)。

第5号議案 執行部提出議案

- ・外部役員推薦について
理事:佐野文男、和田龍彦、倉田聡、現在交渉中者1名
監事:川端忠範
- ・財務細則について(8頁資料参照)
道庁からの指導により財務細則を作成する必要がある、財務細則(案)の是非について討議したい。
- ・会員細則について(11頁資料参照)
定款第2章の規定に基づき、本会の会員管理において必要な事項を定め適正に運用することを目的とした会員細則(案)の是非について討議したい。

会費未納状況の報告

財務委員

平成18年2月28日

正会員 540名
賛助会員 41社

未納者	59名	
1年未納者	31名	¥155,000
複数年未納者	28名	¥280,000
賛助会員	4社	
1年未納者	3社	¥30,000
複数年未納者	1社	¥20,000
合計		¥485,000

2005/9/1~2006/1/22期間 (1月理事会で報告済み)

正会員、退会扱い	24名
賛助会員、退会扱い	2社

貸借対照表

2006/3/20現在

流動資産	資金①	流動負債	資金② ¥460,000
	¥4,552,454		資金以外 ¥0
固定資産	資金以外 ¥0	固定負債	固定負債 ¥0
	基本財産 ¥0		
	基本財産以外	正味財産	正味財産 ¥4,452,223
¥359,769		うち当期増加額	¥-1,182,910

資金 ① - ②

¥4,092,454

平成17年度 一般会計収支計算書
平成17年4月1日から平成18年3月20日まで

(収入の部)

(単位:円)

科	目	内容	予算額 (A)	実績額 (B)	比率 (B)/(A)	差異 (B)-(A)
大科目	中科目					
基本財産運用収入			0	¥3		△ 3
入会金収入			0	0		
	入会金収入		0	0		
会費収入			3,600,000	3,085,000	85.7%	▲ 515,000
	正会員会費収入		3,000,000	2,735,000	91.2%	▲ 265,000
	賛助会員会費収入		600,000	350,000	58.3%	▲ 250,000
事業収入			1,950,000	1,386,500	71.1%	▲ 563,500
		テキスト代	750,000	546,500	72.9%	▲ 203,500
		広告料	1,000,000	840,000	84.0%	▲ 160,000
		その他	200,000	0	0.0%	▲ 200,000
雑収入			2,000	1,304	65.2%	▲ 696
	受取利息		2,000	4	0.2%	▲ 1,996
	雑収入		0	1,300		△ 1,300
当期収入小計 (A)			5,552,000	4,472,807	80.6%	▲ 1,079,193
前期繰越収支差額			5,345,364	5,275,364	98.7%	▲ 70,000
収入合計額 (B)			10,897,364	9,748,171	89.5%	▲ 1,149,193

※前期繰越額に¥70000の差額があるのは、計算書作成後に税金が納税を3/31
付けでしたためです。

(支出の部)

科	目	内容	予算額 (A)	実績額 (B)	比率 (A)/(B)	差異 (A)-(B)
大科目	中科目					
事業費			4,950,000	4,783,194	96.6%	△ 166,806
	臨時雇上賃金		180,000	125,440	69.7%	△ 54,560
	福利厚生費		0	0		
	旅費交通費		400,000	217,370	54.3%	△ 182,630
	通信運搬費		660,000	469,260	71.1%	△ 190,740
	什器備品費		80,000	65,520	81.9%	△ 14,480
	消耗品費		80,000	8,556	10.7%	△ 71,444
	修繕費		0	0		△ 0
	印刷製本費		2,730,000	3,281,030	120.2%	▲ 551,030
	燃料費		0	0		△ 0
	光熱水費		0	0		△ 0
	賃借料		270,000	229,400	85.0%	△ 40,600
	保険料		0	0		△ 0
	諸謝金		240,000	124,588	51.9%	△ 115,412
	租税公課		0	0		△ 0
	負担金支出		50,000	0	0.0%	△ 50,000
	助成金支出		0	0		△ 0
	委託費		0	0		△ 0
	交際費		100,000	27,230		△ 72,770
	雑費		160,000	234,800	146.8%	▲ 74,800
管理費			1,230,000	872,523	70.9%	△ 357,477
	給料手当		50,000	0		△ 50,000
	雑給		0	129,450		▲ 129,450
	福利厚生費		0	0		△ 0
	会議費		150,000	68,200	45.5%	△ 81,800
	交際費		100,000	42,593	42.6%	△ 57,407
	旅費交通費		300,000	100,354	33.5%	△ 199,646
	通信運搬費		100,000	80,089	80.1%	△ 19,911
	什器備品費		20,000	8,860	44.3%	△ 11,140
	消耗品費		10,000	13,374	133.7%	▲ 3,374
	修繕費		0	0		△ 0
	印刷製本費		50,000	14,477	29.0%	△ 35,523
	燃料費		0	0		△ 0
	広告宣伝費		0	0		△ 0
	光熱水費		0	0		△ 0
	賃借料		150,000	53,300	35.5%	△ 96,700
	火災保険		0	0		△ 0
	諸謝金		0	71,000		
	租税公課		0	0		
	管理諸費		200,000	194,250	97.1%	△ 5,750
	負担金支出		0	0		
	寄付金支出		0	0		
	支払利息		0	0		
	雑費		100,000	96,576	96.6%	△ 3,424
予備費			1,000,000	50,234	5.0%	△ 949,766
当期支出合計 (C)			△ 7,180,000	5,655,717	78.8%	△ 1,524,283
当期収支差額 (A) - (C)			▲ 1,628,000	▲ 1,182,910	72.7%	▲ 445,090
次期繰越金収支差額 (B) - (C)			△ 3,717,364	△ 4,092,454	110.1%	▲ 375,090

社団法人北海道臨床工学技士会学術委員会平成18年度事業計画案

	事業名	内容	開催期日	予定開催場所
	市民公開講座	市民を対象とした公益事業の一環となるようなものを開催予定 ・平成15年度 普通救命講座 ・平成16年度 ソラプチキッズ ・平成17年度 知床世界遺産	平成18年11月頃	札幌コンベンションセンター
	学術大会	会員の研究活動を発表する場を提供し、北海道における臨床工学技士の研究意欲増進を図る。 ・大会抄録を関係団体に配布する。	平成18年10月頃	札幌コンベンションセンター
	生涯教育整備事業	福利厚生の一環とし、会員向けに講習会を開催する。 ・平成15年度「玩具による癒し効果他1講演」 ・平成16年度「医療訴訟」 ・平成17年度「教育講演(3社)」	平成18年4月30日	札幌コンベンションセンター
	日本アフェレーシス学会認定講習会	日本アフェレーシス学会からの委託業務 ・委託金100,000円	平成18年11月頃	札幌コンベンションセンター
生涯教育整備事業	血液浄化セミナー	臨床工学技士・看護師・各医療関係者を対象とした血液浄化に関する基礎的な知識の向上を支援する。 ・各分野に長けた医師・臨床工学技士・メーカーに講演を依頼する。 ・会費2,000、学生1,000円 ・定員150人程度	平成18年7月	札幌コンベンションセンター
	人工呼吸器セミナー	人工呼吸器を主とした人工呼吸療法に関する知識向上を図るべく、開催する。 ・各分野に長けた医師・臨床工学技士・メーカーに講演を依頼する。 ・会費2,000、学生1,000円 ・定員150人程度	平成19年1月	札幌コンベンションセンター
	体外循環セミナー	体外循環に携わる医療関係者を対象とし、体外循環技術に関連する知識の向上、研究の進歩ならびに普及をはかる ・各分野に長けた医師・臨床工学技士・メーカーに講演を依頼する。 ・会費2,000、学生1,000円 ・定員150人程度	平成18年9月	札幌コンベンションセンター
	心電図セミナー	臨床工学技士・看護師・各医療関係者を対象とした心電図に関する基礎的な知識の向上を支援する。 ・各分野に長けた医師・臨床工学技士・メーカーに講演を依頼する。 ・会費5,000 ・定員200人程度	平成19年2月	札幌コンベンションセンター

入会手続き完了通知 (案)

入会手続き完了通知 (平成18年??月)

(社)北海道臨床工学技士会より、申し込み用紙、
会費納入(5000円)を確認させていただきました。

下記条件にて入会手続きが完了しましたので連絡
します。

(社)北海道臨床工学技士会会員番号:00###

施設名:****病院

氏名:★橋★男

平成18年度の年会費5000円の納入を確認し
ましたので、このはがきをもって領収書と換えさ
せて頂きます。

(社)北海道臨床工学技士会

会 長 真 下 泰 印

不明な点ありましたら下記に連絡下さい。

社)北海道臨床工学技士会 事務局

〒060-0033 札幌市中央区北3条東8丁目

JA北海道厚生連札幌厚生病院 臨床工学技術部門 室橋高男

電話:011-261-5331

(実際ははがきサイズです)

財務取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人北海道臨床工学技士会(以下、本会という)の財務及び会計の取扱(以下、財務という)に関する基準を定め、その財務状況を明らかにし、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 本会の財務に関し、定款に定めるもののほか、この規定を定めるところによる。

(財務原則)

第3条 本会の財務は、正確な報告を提供するとともに、すべての取引について、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものとする。

(財務の総括)

第4条 本会の財務は、会長が総括するものとする。

(財務理事)

第5条 会長は、財務を担当する理事(以下、財務理事という)を任命するものとする。

2. 財務理事は、財務責任者とする。

3. 財務責任者は、財務の出納に関し、その一部について補助者を命じ、代行させることができる。

(年度区分の取扱)

第6条 本会の財務における資産、負債及び基本金の増減、移動ならびに収益及び費用の所属する事業年度は、その事業取引の発生した日の属する年度とする。ただし年度の区分は定款に規定された会計年度に従う。

(財務の区分)

第7条 本会の財務は、一般会計と特別会計に区分し行うことができる。

2. 前項の特別会計とは、本会の事業に関し、特定の事業を行う必要があるときに、特定の資金を保有し、その運用を行う場合に設け、その目的に従い運用するものとする。

(書類の保存期限)

第8条 予算書、会計帳簿、伝票及び計算書類の保存期限は、10年とする。

第2章 勘定科目 及び 帳簿

(勘定科目)

第9条 本会における取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿及び伝票)

第10条 帳簿は、主要簿、補助簿及び必要に応じて、次の各号の補助諸表を備え付けるものとする。

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳

(3) 収支予算の管理に必要な帳簿

(4) 固定資産台帳

(5) 基本財産明細書

(6) 会費明細書

(7) その他の補助諸表

2. 伝票は、入金、出金及び振替伝票とする。

第3章 予算

(予算の作成)

第11条 財務理事は、毎年会計年度開始前、当該年度の事業計画に基づき収支予算書を第7条に定める区分に従い、理事会に承認を得て総会に提出し、議決を求めるものとする

(予算の執行)

第12条 支出予算の執行は、会長が行うものとする。

2. 会長にやむを得ない事情があるときは財務理事がこれを行い、予算の執行後すみやかに会長に報告するものとする。

(予算の流用及び予備使用)

- 第13条 予算執行にあたり、中科目間の流用は、理事会の承認を求めものとする。ただし、緊急の場合は、理事会の事後承認を求めすることができる。
2. 予備使用を行う必要があるときは、理事会の承認を得て行うものとする。

(継続費)

- 第14条 支出予算決定後、本会の事業実施上特に数年にわたり執行する必要があるときは、その所用額及びその年額執行額を定め、理事会の承認を得て行うものとする。

(繰越明許費)

- 第15条 支出予算のうち、その事業実施上特に必要がある場合であって当該年度において支出が終わらない場合は、あらかじめ理事会の承認を得て翌年度に繰り延べて使用することができるものとする。

(積立金)

- 第16条 年度決算において余剰金が生じたときは、その一部について積立金を計上することができる。

第4章 金銭会計

(金銭の範囲)

- 第17条 この規定において、金銭とは、現金及び預金をいい、現金は通貨、小切手、その他随時通貨と引き替えることのできる証書をいう。
2. 前項の預金とは、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託等をいう。

(出納方法、証拠書の授受)

- 第18条 金銭の出納は、伝票及び証拠書に基づいて行うものとし、会長及び財務責任者の承認を得るものとする。
2. 金銭の支払いは、会長及び財務責任者の承認を得た伝票及び証拠書により行うものとする。
3. 預金証明書は、金庫に保管または金融機関に保管委託するものとする。

(金融機関の指定)

- 第19条 預金口座を設ける銀行その他の金融機関は、理事会の決議を経て会長が指定するものとする。

(手持ち現金)

- 第20条 手持ち現金は必要最小限にとどめるように努めるものとする。

(収入、支出事務兼業の禁止)

- 第21条 金銭の収納、支出の事務は同一職員が兼ねて取り行うことはできないものとする。

(預金の名義人)

- 第22条 預金名義人は会長とする。
2. 出納に使用する印鑑は、本会会長の会印を使用するものとする。
3. 財務責任者は前項の印鑑の保管及び押印をするものとする。ただし、印鑑の保管及び押印については、事務局長に委任することができる。

(金銭の残高照合)

- 第23条 現金残高は、現金出納残高と照合する。
2. 預金残高は、毎四半期毎に取引銀行等の預金残高証明書または預金通帳および預金証明により照合するものとし、差額が生じたときは、調整表を作成するものとする。

第5章 棚卸資産

(棚卸資産の定義)

- 第24条 棚卸資産(以下、物品という)とは、消耗品、備品、図書及び医療機器器具であって一件十万円未満をいう。

(保管管理)

- 第25条 物品のうち、消耗品を除く備品などについては、備品台帳を設け、記入整理するものとする。
2. 事務局長は、物品の出納、保管を行うとともにその使用状況について監督を行うものとする。
3. 事務局長は、物品のうち必要に応じてその一部を補助者に保管管理させることができる。

(物品の照合)

- 第26条 事務局長は、毎年一回以上、保管する物品と台帳を照合するものとする。

(物品の破棄)

- 第27条 事務局長は、物品を破棄しようとするとき、その理由を付して理事会の承認を得て行うものとする。

第6章 固定資産

(固定資産の定義)

第28条 固定資産とは、耐用年数が一年以上あって、かつ取引価格が十万円以上のものをいう。

(取引価格)

第29条 固定資産の取引価格は、固定資産の区分に従い次の各号によるものとする。

- (1) 制作にかかるものは、その制作費及び付帯費
- (2) 購入にかかるものは、その購入価格及び付帯費
- (3) 贈与にかかるものは、その公正な評価額

(固定資産の譲渡及び担保等)

第30条 固定資産の譲渡及び担保の設定については、総会の承認を得るものとする。

2. 不動産登記を必要とする固定資産は取得後登記するものとする。

第7章 決算

(決算書の作成)

第31条 会計年度が終了したときは、一般会計及び特別会計の別に、次の各号に掲げる財務諸表を作成するものとする。

- (1) 収支決算書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 財産目録
2. 決算書は、会計年度終了の翌月15日までに完結するものとする。
 3. 財務理事は、前項の決算が完結したときは、すみやかに監事の監査を受け、理事会及び総会に報告承認を求めるものとする。

(監査)

第32条 財務理事は、財務に関して毎年十月及び年度末決算完了後に、監事の監査を受けなければならない。

第8章 契約

(契約責任)

第33条 契約に関する責任は契約責任者とする。

2. 契約責任者は会長とする。
3. 会長にやむを得ない事情があるときは、財務理事が契約者として職務を代行するものとする。

(契約方法)

第34条 契約は、一般競争入札に付し、当契約の目的に従い、最高または最低の価格による入札者と締結するものとする。

(指名競争入札)

第35条 契約が次の各号の一つに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質または目的により、競争に加わる者が少数で、一般競争入札に付す必要がないとき
 - (2) 一般競争入札に付すことが不利と認められるとき
 - (3) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき
2. 随意契約によることができる場合においては、指名競争入札に付すことを妨げない。

(随意契約)

第36条 契約が次の各号の一つに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約することができる。

- (1) 契約の性質または目的が競争を許さないとき
 - (2) 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき
 - (3) 競争に付すことが不利と認められるとき
 - (4) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき
2. 第1項の規定により随意契約をしようとするときは、なるべく二人以上から見積書をとらなければならない。

(契約書)

第37条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、簡易な契約については、契約書の作成を省略し、またはこれに代える書類をもって処理することができる。

第9章 謝礼および雑給等の支払いに関して

(謝金について)

第38条 外部および内部の委託者に対して、諸謝金を支払うことができる。

2. 外部および内部の委託者に対する諸謝金の支払いについては、関係理事および理事会の承認をもって実施されるものとする。

第39条 外部および内部の委託者に対して、雑給を支払うことができる。

2. 外部および内部の委託者に対する雑給の支払いについては、関係理事および理事会の承認をもって実施されるものとする。

第10章 雑則

(規定の改定)

第40条 この規定の改訂は、理事会の承認を得るものとする。

付則

この規定は、2006年4月1日から施行する。

会員規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、定款第2章の規定に基づき、本会の会員管理において必要な事項を定め適正に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第2条 本会に入会しようとする者は、定款第5条(種別)により、以下の手続きを行う。

1 正会員

- (1) 厚生労働省から交付されている「臨床工学技士免許証」に記載の「臨床工学技士名簿箋番号」を「社団法人北海道臨床工学技士会入会申込書」に明記し、提出する。
- (2) 本会事務局は、申込書の記載内容を登録すると共に、別途定められた所定の手続きを行う又、併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し、承認を得ることを原則とする。
- (3) 入会日については、上項(1)の所定の手続きの過程で、入会金、会費の納入手続きが完了した時点を基本とする。
- (4) 入会希望者からの入会金、年会費の納入手続きが、当該年度の1月1日以降3月31までに完了した場合の入会年度は希望がないかぎり、当該年度の翌年度の4月1日以降とする。

2 賛助会員

- (1) 「社団法人北海道臨床工学技士会入会申込書」に必要事項を記入し事務局へ提出する。
- (2) 本会事務局は、申込書の受付日時を登録すると共に、別途定められた手続きを行う。又、併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し、承認を得ることを原則とする。
- (3) 入会日に関しては、賛助会費の納入があった時点を基本とする。

3 名誉会員

総会において名誉会員に推薦されたときは、会長よりその旨を通知する。

(会員異動及び退会)

第3条 勤務先、住所、郵送先、姓等が変更した場合、又退会を希望する場合は、すみやかに別途定める変更・退会届を本会事務局へ提出するものとする。事務局は変更・退会届の受領後所定の手続きを行う。

(会員管理)

第4条 本会は会員管理を適正に遂行するため、別途定める方法で社団法人日本臨床工学技士会と情報を交換するものとする。

第2章 補則

第5条 この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。

第6条 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附則

1・この規程は、平成18年〇月〇日より施行する

「アフレス技術講習会のお知らせ」

開催日 平成18年4月30日(日) 午後12時00分～午後4時00分まで(総会終了後)

場 所 札幌コンベンションセンター

(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)電話 011-817-1010

参加費 会員 1,000円 学生 500円

※平成18年度は、日本アフレス学会北海道支部の意向で年2回の開催を予定しております。【4月(札幌)、11月(釧路予定)】

主催 (社)北海道臨床工学技士会 共催 日本アフレス学会北海道支部

この講習会は日本アフレス学会のアフレス技術認定士試験を受験する際に必要となります。講習会参加者には受講証明書を発行致します。インターネットでの受付も可能です。(なお当日の受付も可能ですが、受講証明書の発行に時間と送料がかかります。)

司会 小林 勝(滝川市立病院)

■午後12:00～12:50 ランチョンセミナー「旭化成メディカル(株)」

「持続緩徐式血液濾過療法—各社フィルターの特徴」(仮題)

講師 埼玉医科大学付属病院 血液浄化部 山下 芳久 先生

司会 宮本 和之(恵み野病院)

■午後1:00～2:00 教育講演

「外科手術と急性血液浄化療法」(仮題)

講師 特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院 外科 坂田 博美 先生

司会 三浦 良一(砂川市立病院)

■午後2:00～2:30 技術講演 1

「潰瘍性大腸炎における白血球除去療法」

講師 旭化成メディカル(株)東日本営業部 学術担当 平田 憲子 先生

■午後2:30～3:00 技術講演 2

「リクセルの臨床効果と最近の知見」

講師 (株)カネカメディックス 営業部・マーケティング室・学術グループ 垣田 晴樹 先生

■午後3:00～3:30 技術講演 3

「エンドトキシン吸着療法とトレミキシンについて」

講師 東レ・メディカル(株)トレミキシン事業部門 企画学術室 荒金 徹 先生

■午後3:30～4:00 技術講演 4

「膜ろ過による血漿交換療法」(仮題)

講師 クラレメディカル(株)学術・マーケティング部 宮原 忠司 先生

◆事務局より重要なお知らせ◆

北海道臨床工学技士会へ登録している
個人情報について

～登録内容確認用紙への記入のお願い～

平素より会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本会に対しまして、多大なるご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、このたび北海道臨床工学技士会が設立後15年経過し、法人化を経て現在に至っております。その経過の中、申込用紙もしくは入会用紙の書式も変化し統一されておらず、現在事務局で保管している情報が足りないものもございます。そのため、個人情報保護法にもかかる部分である北海道臨床工学技士会会員名簿掲載への希望確認も含めた「社団法人 北海道臨床工学技士会登録内容確認用紙」を3月下旬より当会員の方々に郵送いたします。その用紙に必要事項を記入・捺印の上、下記要領にて事務局まで返送願いたいと思っております(返送期日:平成18年4月18日(火)必着)。

入会されています会員様の各施設宛の会員番号の若い方に、会員数分郵送する予定でございますので、お手数を掛け申し訳ありませんが、事務局宛の返送用の封筒に貴施設会員全員の「登録内容確認用紙」を同封し返送をお願いいたします。

連絡不明の方も増えておりますゆえ、ご協力のほどよろしく願います。

事務局長 室橋高男

RM ニュース

＜人工心肺停止は操作ミス＞

埼玉県の病院で1996年、男性患者＝当時(69)＝の手術中に人工心肺が停止、意識が回復せずに翌年死亡した問題で、同病院は1日、装置の操作ミスの可能性が高いとする報告書を発表した。既に遺族に説明し謝罪。今後、補償するとしている。

報告書によると、冠動脈バイパスの手術中に人工心肺が40分間停止。血液をためる装置が空になり気泡が入ったのが原因とみられる。担当の男性技士(51)が警報装置の起動を忘れたか、警報の作動に気付かなかったと考えられるという。技士は昨年5月に病院を退職している。

(3月2日:共同通信社)

＜誤装着で除細動器作動せず

心肺停止女性が翌日死亡＞

横浜市消防局は、救急隊が心肺停止状態の女性(70)の蘇生(そせい)措置をした際、電気ショックを与えて救命を図る自動体外式除細動器(AED)に、誤って訓練用の電気パッドを装着したため作動せず、死亡したと発表した。

電気を通さない訓練用パッドが誤って救急出動用の資材庫に保管され、隊員も気付かずに使ったという。消防局は「早い段階でAEDを使えば有効だった可能性がある」と謝罪した。

消防局によると、女性が入っていた福祉施設から午後7時ごろ「食事をのどに詰まらせた」と119番があり出動。AED使用を試みたが電気が流れず、救急隊はパッドの不良と判断。9分後に救急車に收容し搬送したが、女性は翌日午後、心筋梗塞で死亡した。

訓練用パッドは市民講習に使うもので包装やコードに「臨床に使用できません」と注意書きがあったが、6日の出動でAEDを使用した隊員が訓練用と気付かず補充したという。

消防局は再発防止のため8日、全消防署の訓練用パッドを回収。「保管方法などを周知しあらためて配布する」としている。

(3月9日:共同通信社)

＜呼吸器ミスで患者死亡

元看護師を書類送検＞

福岡県警は、人工呼吸器のスイッチを切る際に手順を誤り患者を死なせたとして、業務上過失致死の疑いで元看護師女性(23)を書類送検した。

調べでは、元看護師は同県の病院に勤務していた2004年10月24日、肺炎で入院中の男性患者＝当時(69)＝の人工呼吸器のスイッチを切り、低酸素脳症で約3週間後に死亡させた疑い。

本来の手順では、スイッチを切る際は気管チューブと人工呼吸器の接続を外す必要があるが、元看護師は外さなかったため、患者が自発呼吸できない状態に陥った。

元看護師は事故後、病院を退職。「ミスだった」と容疑を認めているという。病院側と遺族は既に示談した。

(3月10日:共同通信社)

札幌バイタルサインセミナー のおしらせ

コ・メディカル及び現場の医師を対象にバイタルサインを勉強する場が企画されました。急性期におけるバイタルサインの見方を、基礎から応用まで実践に基づいて第一線の先生方にご講義頂ける内容となっております。申込方法など詳細は道臨工ホームページをご覧ください。

日時 2006年4月29日(土) 13:30~17:30
(12:30 開場)

会場 札幌コンベンションセンター
(札幌市白石区東札幌6条1丁目)

受講料 ¥1,000(テキスト代として)

締切 4月14日(金)
定員になり次第、締切と致します

申込 FAX またはメールで承ります
(お申し込みの方へ“確認書”をFAX または
メール致しますので当日ご持参下さい)

■プランナー・座長

札幌医科大学 医学部 麻酔学講座 教授
並木 昭義 先生

***** プログラム *****

教育講演Ⅰ 「呼吸障害と修復・再生」
琉球大学医学部 生体制御医科学講座 麻酔科学分野 教授
須加原 一博 先生

教育講演Ⅱ 「急性期循環管理の新しい展開」
金沢医科大学 侵襲制御学(麻酔学)教授
土田 英昭 先生

教育講演Ⅲ 「意識と鎮静」
岡山大学 大学院 医歯薬学総合研究科 救急医学講座 教授
氏家 良人 先生

教育講演Ⅳ 「痛みへのアプローチ」
島根大学 医学部 麻酔科学講座 教授
齋藤 洋司 先生

頑張れ！フレッシューズ 二年目 CE の【日々迷走】～ (8)

2 年目 A

物忘れが激しすぎる。なじみの患者様の名前がすぐ出てこなかったり、洗濯した後で丸一日干すのを忘れてシワシワにしたり。本格的な健忘症だったらどうしようと半分本気で悩んでいる。ただ忘れっぽいのは昔からで、確か小学校の通信簿にも「忘れ物が多いので注意しましょう」とか書かれていた(そういうどうでもいい記憶はしっかり残っている)。それにしても最近ひどい。

そもそもこういう性質の人間は本来 CE には向いてないような気がする。大事な手技の確認や機器点検をし忘れてたりして重大事故につながったりしたら大変だ。ゆっくり着実に一つのミスも無く事にあたるのが最良とわかってはいるのだけれど、ついせっかちに複数同時進行を狙おうとするから何かをぼろっと忘れることがある。病棟でいくつか用をこなしての帰り道、肩の荷が下りた心地で寄ったトイレに点検簿を置き忘れてりする。自分で気付いて取りに行けばまだいいが、看護師さんに届けてもらったりするとすごく恥ずかしい。

忘れ物はともかくとして、もう少し頭を整理せねばと考えた。結果、今はもっぱら「メモ魔」と化している。何か聞いたらすぐメモ、思いついたことや期限つきの約束も全部メモ、それを机の上や周りの壁に貼りまくる。

解決したらそのメモは捨てる、という具合。手帳に書くのもいいのだけれど、その手帳自体を無くしたり落としたら悲しい。看護師さんの中には自分の手や腕にボールペンでかなりの長文をメモする人がいるけれど、「耳なし芳一」じゃあるまいし見栄えもよろしくない。メモ式は座るたびに嫌でも目に入るので少なくとも重大な用事は忘れずに済む。ただし未決事項が増えていくと、私の机の周りはメモ紙だらけになる。

簡単な用事のメモはすぐ解決してごみ箱行きになるが、なかなか取り掛かれないメモは破れかかりながらもずっとそこにある。座るたびに「早くやれよ」という無言のプレッシャーを与えてくる。頭でわかっていても腰を上げるまでに時間のかかるような人にはオススメかもしれない。

北海道臨床工学技士会ニュース
広報担当 仁友会 北彩都病院 臨床工学科 石川幸広
編集委員 旭川医科大学附属病院 臨床工学室 宗万孝次
旭川赤十字病院 臨床工学課 奥山幸典
市立旭川病院 臨床工学室 窪田将司

印刷
岡本印刷株式会社
札幌市北区新川西2条1丁目
3番21号
011-766-2551